

居宅介護支援事業所元気運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社糸半が開設する居宅介護支援事業所元気（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 居宅介護支援事業所元気
- ② 所在地 東海市加木屋町石塚177番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤兼務職員、介護支援専門員と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- ② 介護支援専門員 4名 常勤兼務1名、非常勤専従3名
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。
- ③ 事務職員 1名（非常勤専従職員）
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から木曜日までとする。ただし、祝祭日、12月31日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 9時から17時までとする。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- ① 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所内
- ② 使用する課題分析票の種類 オリジナル方式
- ③ サービス担当者会議の開催場所 第3条に規定する事業所内
- ④ 介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低月1回
- ⑤ モニタリングの結果記録 1ヶ月に1回

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

① 実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル未満 150円

② 実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル以上20キロメートル未満 300円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、東海市・知多市・大府市・東浦町・及び阿久比町とする。

（事故発生時の対応）

第8条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

（非常災害対策）

第9条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に非難・救出等訓練を行う。また訓練の実施に当たり、地域住民の参加が得られるように連携に努める。また必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築し、業務継続(BCP)に向けた計画等の策定、研修、訓練を実施する。

（感染症対策）

第10条 事業所は、感染症の発生及びまん延等に関する取り組みを徹底する。また感染症が発生した場合であっても、必要な介護支援サービスが継続的に提供できる体制を構築し、業務継続(BCP)に向けた計画等の策定、研修、訓練を実施する。

（虐待防止対策）

第11条 事業所は、虐待発生又はその再発を防止する為、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

1. 業務中における虐待の防止の為の対策を検討する委員会(オンライン等を活用して行うことができるものとする。)を定期的(年1回(3月))に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員その他の従業者に周知徹底を図ること。
2. 業務中における虐待防止の為の指針を整備すること。
3. 業務中において、介護支援専門員やその他の従業者に対し、虐待防止の為の研修を定期的に(年1回以上)実施すること。
4. 前3号に掲げる措置を適切に実施する為の担当者を置くこと。

（ハラスメント対策）

第12条 事業所は、適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、業務中において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じることとする。

（事業継続計画）

第13条 業務継続計画(BCP)の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

（その他運営についての留意事項）

第13条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修採用後1月以内
- (2) 虐待防止に関する研修年1回
- (3) 権利擁護に関する研修年1回
- (4) 認知症ケアに関する研修年1回
- (5) 介護予防に関する研修年1回
- (6) 感染症に関する研修年1回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなつた後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社糸半と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年2月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和3年2月15日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年3月1日から施行する。